

4 「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度

(行事参加者の傷害危険補償特約、保険料確定特約(包括契約特約用)付普通傷害保険)

◆この制度の特長

地域子育て支援拠点事業や同事業に準じた子育て支援事業(活動)中の参加者(園児を含む)が、事業(活動)参加中に、急激・偶然・外来の事故によるケガをされた場合に補償します。(施設の過失の有無を問いません)

※宿泊を伴う保育・行事、自宅から集合場所への往路および解散場所から自宅までの復路は対象となりません。

各施設主催の行事の年間延べ参加人数により年間保険料が決まります。
年間保険料の算出方法は、下記の「年間保険料の算出方法について」をご確認ください。



◆被保険者(補償の対象者)

民間保育園の子育て支援事業(活動)の参加者全員

※「こども誰でも通園制度」を含みます

●被保険者名をご加入時にご申告いただいたり、参加者の入れ替わりに伴う手続は不要です。

●参加者名簿の常時備え付けが必要です(名簿に記載のない方は補償の対象外となりますのでご注意ください)。

事故発生時などに名簿を提出していただくことがあります。

◆お支払いの対象となる主な事故例

●こども同士が追いかけてっこをしている最中に頭がぶつかってケガをした。

●切り絵をしている最中、誤ってハサミで指を切ってしまった。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は10口です。

保険金の種類	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	30万円
入院保険金日額	1,000円
手術保険金	入院中の手術 : 入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 入院保険金日額×5
通院保険金日額	500円
一時払保険料(1名1口あたり)	5円

●すべての被保険者(補償の対象者)について同一の保険金額になります。

※上記保険料は、A料率(お遊戯、子育て相談会等の料率)の場合の保険料となります。行事の内容によってはお引受けできない場合があります。

※上記保険料は団体割引5%が適用されています。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※上記には食中毒補償特約がセットされておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガに含まれるものとして、保険金をお支払いいたします。

※上記には熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も保険金をお支払いいたします。

年間保険料の算出方法について

年間延べ参加人数

年間延べ参加人数は直近会計年度^(注)の実績をもとに計算してください。

(注)直近会計年度とは、2024年4月1日～2025年3月31日を指します。

(例)A保育所の場合

子育て支援教室(0歳～未就園児・親)	毎月1回・1回あたり20名×12回=240名
育児講座	年3回・1回あたり30名×3回=90名
保育所園庭開放	毎月1回・1回あたり30名×12回=360名
	合計 690名

年間保険料の算出方法

上記で算出した「年間延べ参加人数」に「保険料」と「口数」を乗じてください。

(例)A保育所(3口加入の場合)

年間延べ参加人数 690(名) × 5(円) × 3(口) = 10,350円

